

令和2年度環境調査結果について（概要版）

市は、環境法令に基づき、市内の環境（大気、水質、騒音・振動、ダイオキシン類）を調査しています。令和2年度の調査結果の概要は、以下のとおりです。

1 大気

(1) 大気汚染物質

- ・ 大気測定局を5局設置し、大気汚染の状況を24時間監視（図1）
- ・ 光化学オキシダント以外は、環境基準を達成（表1）
- ・ 経年的には横ばい又は緩やかな減少傾向（図2）

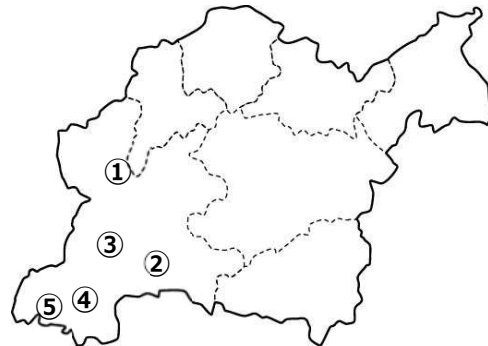


図1 測定局の配置



表1 環境基準達成状況

物質名	一般局※					自排局※	全国達成率**	
	①北部局 (加納町)	②東部局 (宝来町)	③中部局 (三軒町)	④南部局 (竹元町)	⑤新田局 (花園町)	一般局	自排局	
二酸化硫黄	-	-	○	-	○	99.8%	100%	
二酸化窒素	○	○	○	○	○	100%	100%	
一酸化炭素	-	-	○	-	○	100%	100%	
浮遊粒子状物質	○	○	○	○	○	100%	100%	
光化学オキシダント	×	×	×	×	×	0.2%	0%	
微小粒子状物質(PM2.5)	○	○	○	○	○	98.7%	98.3%	

※ 一般局：一般大気環境測定局、自排局：自動車排出ガス測定局

** 「令和元年度大気汚染状況について」環境省公表資料（令和3年3月）

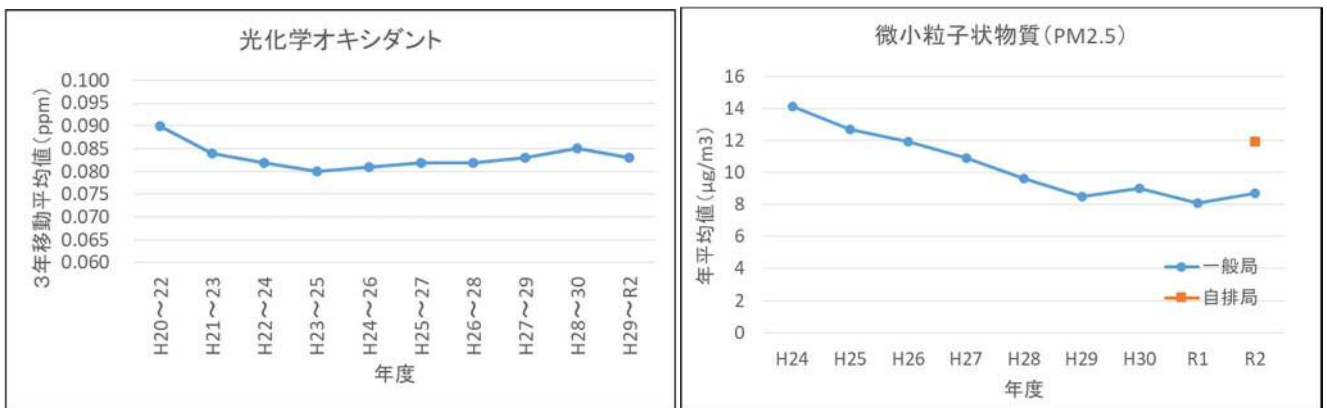


図2 主な物質の経年変化

(2) 有害大気汚染物質等

- ・ 市内3地点（北部局1項目、中部局22項目、新田局22項目）で調査（12回/年）

項目	環境基準等の達成状況
ベンゼン、トリクロロエチレン等4項目（環境基準設定項目）	全ての地点で環境基準を達成
アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー等11項目（指針値設定項目）	全ての地点で指針値を下回った。

その他、環境基準等設定のないトルエン、ホルムアルデヒド等7項目を調査

2 水質

(1) 公共用水域

調査地点：43 河川 56 地点（地点や項目により 4～12 回/年）

ア 健康項目（カドミウム、全シアン、鉛等 26 項目）

- ・全ての地点で環境基準を達成

イ 生活環境項目（生物化学的酸素要求量（BOD）等 12 項目）

- ・環境基準が設定されている 8 河川 16 地点全てで環境基準に適合
- ・有機汚濁の代表指標である BOD は改善傾向（図 3）

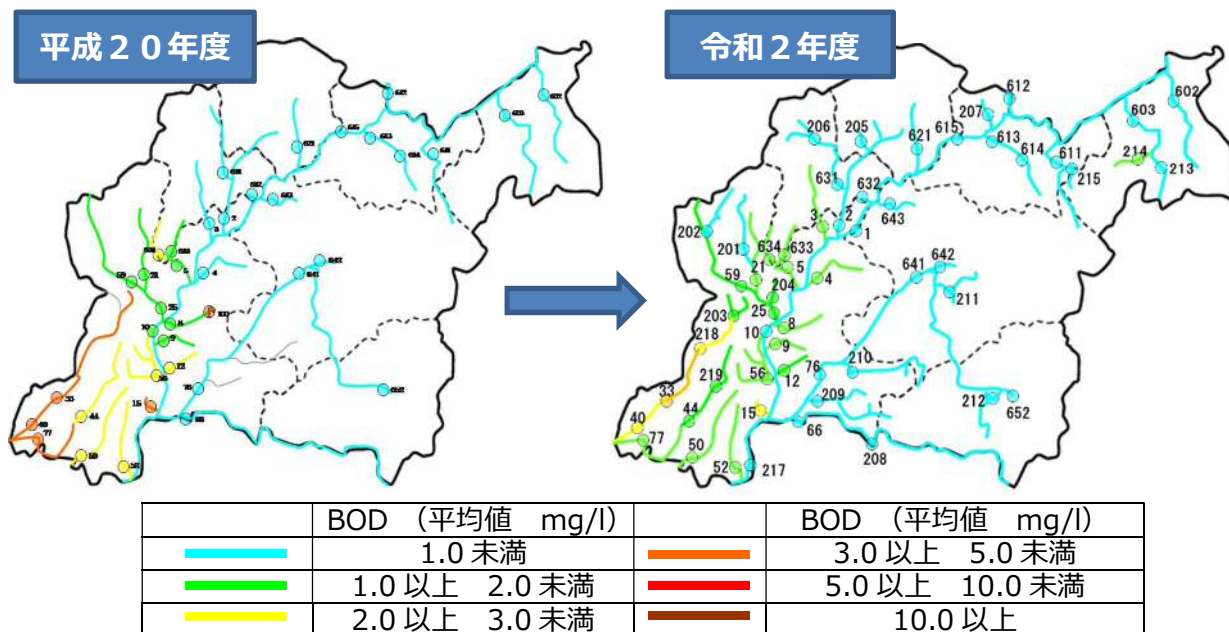


図 3 有機汚濁の代表指標 BOD の状況

ウ 水生生物の保全に係る項目（全亜鉛、ノニルフェノール等 3 項目）

- ・全亜鉛のみ逢妻女川及び逢妻男川の一部で環境基準を超過

(2) 地下水

ア 概況調査

- ・概況把握のため 11 地点で実施
- ・1 地点で環境基準を超過。今後は定期モニタリング調査を実施

イ 定期モニタリング調査

- ・過去の調査や事業者からの報告で判明した汚染を継続監視するため、33 井戸で実施
- ・8 井戸で環境基準を超過
- ・引き続き水質監視及び事業者の浄化対策の改善効果を確認



図 4 概況調査地点

3 騒音・振動

(1) 自動車騒音・道路交通振動

- ・ 交通量や住居の立地状況等から選定した43区間のうち、6区間を調査
- ・ 6区間での環境基準の達成率は90.8%。要請限度は、騒音、振動共に下回った。

表2 環境基準達成状況及び要請限度適合状況

調査地点		環境基準達成率 (%)			要請限度適合状況	
		昼間	夜間	昼夜	騒音	振動
一般国道419号	京町	91.3	90.5	90.3	○	○
瀬戸設楽線	石飛町	100	100	100	○	—
豊田東郷線	高崎町	92.8	91.6	91.6	○	○
田柵名古屋線	田柵町	100	100	100	○	○
一般国道153号	近岡町	78.5	78.5	78.5	—	—
一般国道153号	武節町	100	100	100	—	—
6区間		91.6	90.9	90.8	—	—

(2) 環境騒音（一般地域）

- ・ 15地点のうち1地点で、昼間及び夜間で基準を超過。全体的な達成率は93.3%。

表3 環境基準達成率

	第1種低層住居専用地域等（5地点）	第1種住居、市街化調整区域等（8地点）	近隣商業地域、準工業地域（2地点）	全体
昼間	100%	87.5%	100%	93.3%
夜間	100%	87.5%	100%	93.3%
昼間・夜間	100%	87.5%	100%	93.3%

4 ダイオキシン類

(1) 環境調査

- ・ 大気2地点、河川（水質・底質）3地点、地下水3地点及び土壌3地点で実施
- ・ 全ての地点で環境基準を達成

(2) 事業者測定結果

- ・ 排出ガスは、報告義務のある28施設から報告を受け、1施設で排出基準を超過したが、対策後の再測定では排出基準に適合
- ・ ばいじん及び燃え殻は、報告義務のある9施設から報告を受け、全ての施設で処理基準に適合
- ・ 排水は、施設から排水がないため、報告なし。

5 環境基準等の用語について

- ・ 環境基準（1大気、2水質、3騒音・振動及び4ダイオキシン類）

大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準。環境基本法で定められている。

- ・ 指針値（1大気）

「環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値」として設定された環境目標値の一つ。